

【感染症予防対策事業（麻しん・風しん混合ワクチン）の概要

（目 的）

予防接種法に基づく定期予防接種として、伝染の恐れがある「はしか」と「風しん」の発生及びまん延を予防する。

（予防接種の回数）

☆平成17年度までは：1回

①生後12か月から24か月未満の者

☆平成18年度から：2回

①第1期：生後12か月から24か月未満の者

②第2期：5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間

☆平成20年度から平成24年度：期間限定

国は、感染を防ぐためには予防接種が有効で、2回接種することで免疫が高まることから、平成19年に予防接種法を改正し、平成20年度から平成24年度までの5年間で従来の第1期、第2期の対象者に加え、「中学1年生に相当する年齢を対象とした第3期」と「高校3年生に相当する年齢を対象とした第4期」として定期予防接種を実施します。

①第1期：生後12か月から24か月未満の者

②第2期：5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間

③第3期：中学1年生に相当する年齢の者

④第4期：高校3年生に相当する年齢の者

《平成20年度から平成24年度 麻しん・風しんワクチン定期予防接種対象者》

①第1期：生後12か月から24か月未満の者

②第2期：5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間

③第3期：中学1年生に相当する年齢の者

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成7年4月2日～ 平成8年4月1日生	平成8年4月2日～ 平成9年4月1日生	平成9年4月2日～ 平成10年4月1日生	平成10年4月2日～ 平成11年4月1日生	平成11年4月2日～ 平成12年4月1日生

④第4期：高校3年生に相当する年齢の者

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
平成2年4月2日～ 平成3年4月1日生	平成3年4月2日～ 平成4年4月1日生	平成4年4月2日～ 平成5年4月1日生	平成5年4月2日～ 平成6年4月1日生	平成6年4月2日～ 平成7年4月1日生

(予防接種受診者数)

年 度	対 象 者		受 診 者	受 診 率
18年度	998人		995人	99.7%
19年度	1,033人		996人	96.4%
20年度	1・2期	998人	946人	94.8%
	3期	609人	518人	85.1%
	4期	648人	500人	77.2%

(啓発方法)

- ①市広報紙の活用や各出張所、住民センターなどでの健康カレンダーの配布
- ②第3・4期の該当者には、直接受診券を郵送
- ③未受診者には、個別ハガキにより受診の啓発
- ④市内の中学校及び高校に対して、未受診者に受診を促す依頼